

**「第五期中期目標期間（令和5事業年度～**

**令和9事業年度）における会計監査人監査業務」**

**に係る一般競争入札**

**（最低価格落札方式）**

**入 札 説 明 書**

2023年6月30日



**目　次**

[**Ⅰ．入札説明書** 1](#_Toc514175986)

[**Ⅱ．契約書（案）** 6](#_Toc514175987)

[**Ⅲ．仕様書** 21](#_Toc514175988)

[**Ⅳ．その他関連資料** 24](#_Toc514175994)

# **Ⅰ．入札説明書**

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の入札公告（2023年6月30日付公告）に基づく入札については、関係法令並びに機構会計規程及び同入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

記

１．競争入札に付する事項

(1) 件名

第五期中期目標期間（令和5事業年度～令和9事業年度）における会計監査人監査業務

(2) 調達役務の内容等

　仕様書記載のとおり。

(3) 履行期限

　仕様書記載のとおり。

(4) 入札方法

　落札者の決定は最低価格落札方式をもって行うため、

1. 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「６．(3)提出書類」に記載の提出書類を提出すること。
2. 上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書及び契約書案に定めるところにより、入札金額を見積もることとする。

なお、入札金額は、1事業年度(会計期間)分の監査業務に要する総価とする。ただし、機構の監査業

務に要した交通費、宿泊費等の諸経費は機構が別途負担するため、これらの経費は入札金額に含めな

い。

1. 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額

（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札

価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もっ

た金額の110分の100に相当する金額を記入すること。

④　入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

２．競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限の過ぎた未納税額がないこと。

(4) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者であること。また、資格を有しない場合は、登記簿謄本、納税証明書、営業経歴書及び財務諸表類を提出し、参加を認められた者であること。

 (5) 各省各庁及び政府関係法人から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。

(7) 過去5年間に複数の公的法人（独立行政法人、国立大学法人、公的金融機関、特殊法人等）に対する複数年度分の監査実績を有している者であること。

(8) 独立行政法人通則法第41条の欠格事由に該当しないこと。

(9) 経済産業大臣に会計監査人の選任に係る承認を得ることを契約締結の前提条件とすることに同意する者であること。

３．入札者の義務

(1) 入札者は、入札説明書及び機構入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。

(2) 入札者は、機構が交付する仕様書に基づいて、入札書等を提出期限内に提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において機構から提出書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

４．入札説明会の日時及び場所

　入札説明会は実施しない。

５．入札に関する質問の受付等

(1) 質問の方法

質問書（様式1）に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

2023年6月30日（金）から2023年7月10日（月）　17時00分まで

(3) 担当部署

16.(4)のとおり

６．入札書等の提出方法及び提出期限等

(1)受付期間

2023年7月11日（火）から2023年7月14日（金）

　　持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日は除く）の10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）とし、郵送の場合は必着とする。

（2） 提出期限

2023年7月14日(金) 17時00分必着

上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。

(3) 提出書類

次の書類を持参又は郵送にて提出すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| No. | 提出書類 | 部数 |
|  | 委任状（代理人に委任する場合） | 様式2 | 1通 |
|  | 入札書（封緘） | 様式3 | 1通 |
|  | 最新の納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）の原本又は写し | － | 1通 |
| ④ | 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し【上記の資格を有しない場合】登記簿謄本（商業登記法第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本）、納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）、営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類）及び財務諸表類（直前2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）の原本又は写し※登記簿謄本及び納税証明書は、発行日から3か月以内のものに限る。 | － | 1通 |
|  | 適合証明書（別添資料がある場合は、添付すること） | 様式4 | 1通 |
|  | 入札書等受理票 | 様式5 | 1通 |

 (4) 提出方法

①入札書等提出書類を持参により提出する場合

　入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先（16.（4）の担当者名）を記載するとともに「第五期中期目標期間（令和5事業年度～令和9事業年度）における会計監査人監査業務　一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きし、その他提出書類を合わせて封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先（16．（4）の担当者名）を記載し、かつ、「第五期中期目標期間（令和5事業年度～令和9事業年度）における会計監査人監査業務　一般競争入札に係る提出書類在中」と朱書きすること。

②入札書等を郵便等（書留）により提出する場合

　二重封筒とし、表封筒に「第五期中期目標期間（令和5事業年度～令和9事業年度）における会計監査人監査業務　一般競争入札に係る提出書類在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

 (5) 提出先

16.(4)のとおり

　　　　※　持参の場合、13階総合受付にて対応する。

７．開札の日時及び場所

(1) 開札日時

2023年7月24日(月) 14時

(2) 開札の場所

東京都文京区本駒込2－28－8　文京グリーンコートセンターオフィス13階

独立行政法人情報処理推進機構　会議室B

８．入札保証金及び契約保証金

全額免除

９．支払いの条件

納入物件の検収合格の後、適法な支払請求書を受理した場合において、翌月末日までに支払うものとする。

10．契約者の役職及び氏名

独立行政法人情報処理推進機構　理事長　齊藤 裕

11．契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12．入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。

13．落札者の決定方法

機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

14．契約書作成の要否

　　要

15．契約条件

(1) 経済産業大臣による選任

令和5事業年度から令和9事業年度までの各事業年度において、機構は13.の落札者を会計監査人の候補者（以下「候補者」という。）として経済産業大臣に推薦し、経済産業大臣により選任された場合に契約を締結する。

(2) 契約条項

Ⅱ.契約書（案）による。

16．その他

(1) 入札情報の開示

契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表（注）するものとする。

(2) 入札内訳書の提出

落札者は、機構担当者が別途指示する期限までに入札内訳書を提出しなければならない。

(3) 入札行為に関する照会先

独立行政法人情報処理推進機構　財務部契約・管財グループ　担当：岡野、菊池

電話番号：03－5978－7502

電子メール：fa-bid-kt@ipa.go.jp

(4) 仕様書に関する照会先

〒113-6591

東京都文京区本駒込2-28-8　　文京グリーンコートセンターオフィス16階

独立行政法人情報処理推進機構　財務部経理グループ　担当：岩﨑

電話番号：03－5978－7533

電子メール：fa-keiri-inq-ml@ipa.go.jp

以上

|  |
| --- |
| （注）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）に基づく契約に係る情報の公表について |
| 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。(1) 公表の対象となる契約先次のいずれにも該当する契約先①　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること②　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※　予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外(2) 公表する情報上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。①　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名1. 当機構との間の取引高
2. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

　　3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上　④　一者応札又は一者応募である場合はその旨(3) 当方に提供していただく情報①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高(4) 公表日契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）(5) 実施時期　　平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。 |

# **Ⅱ．契約書（案）**

監　査　契　約　書

 委嘱者 独立行政法人情報処理推進機構

 受嘱者 ○　○　○　○

|  |  |
| --- | --- |
| 収入印紙貼付欄 |  |

監　査　契　約　書

 委嘱者 独立行政法人情報処理推進機構

 受嘱者 ○　○　○　○

委嘱者と受嘱者とは、独立行政法人通則法所定の会計監査人の欠格事由のないこと、公認会計士法上の著しい利害関係その他の同法の業務制限に当たらないこと、及び日本公認会計士協会倫理規則に基づく独立性の保持を確認し、次のとおり監査契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約書に添付の「監査約款」、「特記事項」及び「仕様書」は本契約と一体を成すものとして、委嘱者と受嘱者とにおいて効力を有するものである。

１．監査の目的及び範囲

受嘱者は、独立の立場から、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、次に掲げる委嘱者の財務諸表等に対する意見等を表明することを目的として、監査を実施する。

（１）財務諸表監査

全ての勘定に係る勘定別財務諸表（勘定別利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（以下「利益処分案等」という。）を除く。以下同じ。）、すなわち、勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書並びに法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書

（２）利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

全ての勘定に係る利益処分案等、事業報告書（会計に関する部分に限る。）並びに全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書

２．監査の対象となる事業年度

 　　　　　　　　自　令和　○○年　４月　１日

第　○○　期

 　　　　　　　　至　令和　○○年　３月　31日

３．指定有限責任社員の通知

受嘱者は公認会計士法第34条の10の５に基づき、本契約における監査について、下記の社員を業務を担当する社員として指定し、本契約成立時に委嘱者に通知したものとする。

公認会計士　○　○　○　○（当該事業年度を含む継続関与会計期間○会計期間）

公認会計士　○　○　○　○（当該事業年度を含む継続関与会計期間○会計期間）

４．指定有限責任社員以外の主な監査従事者の氏名及び資格

公認会計士　　○　○　○　○

５．財務諸表等の提出期限

（１）財務諸表（利益処分案を含み、附属明細書を除く。）　　　　令和〇年〇月〇日

（２）事業報告書・決算報告書・附属明細書　　　 　　　　　　　令和〇年〇月〇日

６．監査報告書等の提出期限

監査報告書 令和〇年〇月〇日

参考資料 令和〇年〇月〇日

７．受嘱者との連絡に当たる委嘱者の役職員の氏名及び役職名又は所属部課

　財務部　経理グループ　グループリーダー　　　村上　真男

８．監査予定時間数並びに従事場所、時期及び日程

（１）監査予定時間

監査従事者の監査予定時間数については、受嘱者が定める監査計画に従い、次のとおりとする。

指定社員　　　　　　　　　　　　　　　　　　時間

公認会計士

そ　の　他

計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　時間

（２）従事場所、時期及び日程

従事場所、時期及び日程については、受嘱者の申出に従い、別途協議する。

９．報酬の額及びその支払の時期

（１）報酬の額

報　酬　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

消費税等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

（２）支払の時期

受嘱者は、前項で定める報酬の額を委嘱者に請求し、委嘱者は当該請求の翌月末日までに、受嘱者が指定する口座に請求された報酬の額を受嘱者へ支払うものとする。

　　　請求時期　　　　　　　　請求金額

　　　令和○年３月請求　　　　　○円（うち消費税○円）

　　　令和○年６月請求　　　　　○円（うち消費税○円）

　　　　　　計　　　　　　　　　○円（うち消費税○円）

委嘱者の内部統制の不備、法人組織の改編、監査手続の対象となる取引の増加若しくは法

人の統合又は受嘱者が不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を識別した場合等、見積

時間数を算定した時点で想定していなかった事由を原因として執務時間数が見積時間数を超

える見込みとなった場合には、受嘱者は、委嘱者に遅滞なく通知し、当該原因となった事由、

それによる受嘱者が実施すべき手続への影響等について説明する。

上記の場合には、必要となる業務実施者の経験や能力及び増加した執務時間数に基づき、

報酬額の改定について双方誠意をもって協議を行うものとする。

10．経費の負担

本契約の履行において受嘱者に発生する交通費、宿泊費等の経費（以下総称して「諸経費」

という。）は、委嘱者の負担とし、受嘱者が立替払いをした場合は、委嘱者は実費相当額を受

嘱者に支払うものとする。なお、受嘱者は、前条第1項で定める報酬の額に、諸経費等を加算

して委嘱者に請求するものとし、諸経費の支払いの時期は、前条第2項に準ずるものとする。

11．特　約

（１）裁判の管轄

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判

所とする。

（２）個人情報の取扱い

個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりと

する。

本契約締結の証として本契約書２通を作成し当事者各１通を保有する。

令和　　　年　　　月　　　日

委嘱者

東京都文京区本駒込２丁目２８番８号

独立行政法人情報処理推進機構

　理　事　長　　齊藤 裕

受嘱者

　　　　　　　　○○県○○市○○

　　　　　　　　○○○○

　　　　　　　　　理事長　　公認会計士　○○　○○

　　　　　　　　　代表社員

　　　　　　　　指定有限責任社員

　　　　　　　　　公認会計士　　○○　○○

　　　　　　　　　公認会計士　　○○　○○

監　査　約　款

第１条（監査の公共性）

委嘱者と受嘱者は、監査の公共性を認識し、互いに協力して、信義を守り誠実に本契約を履行するものとする。

第２条（受嘱者の責任）

受嘱者は、我が国における職業倫理に関する規定に従い、委嘱者（連結財務諸表を作成する場合は、その特定関連会社を含む。）から独立し、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たすものとする。

２．受嘱者は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行う。受嘱者は、受嘱者が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要な虚偽表示であると判断される。

３．受嘱者は、利益処分案については法令に適合しているかどうか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）については財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているかどうか、並びに決算報告書については委嘱者の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかどうかを報告する。

４．受嘱者の監査は、法規準拠性の観点からの監査（財務諸表、利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）に重要な影響を与える法令に準拠しているかどうかの観点からの監査をいう。）を含むものとし、受嘱者は財務諸表等に重要な影響を与える不正若しくは誤謬又は違法行為（以下「違法行為等」という。）の発見に積極的に努めるとともに、監査の実施過程において非効率的な取引等（経済性及び効率性等の観点から問題があると認められる取引及び会計事象をいう。以下同じ。）の発見に努めるものとする。なお、受嘱者の監査は、委嘱者が作成した財務諸表等の適正性の証明等を目的として行われるものであり、委嘱者の業務が効率的かつ効果的に実施されたことの証明並びに全ての違法行為等及び非効率的な取引等の発見を目的として行うものではない。

５．受嘱者は、その他の記載内容（事業報告書の記載事項のうち、会計に関する部分以外の部分をいう。以下同じ。）を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は受嘱者が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討し、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払う。受嘱者は、監査報告書の日付以前に入手したその他の記載内容に対して実施した作業に基づき、当該その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を監査報告書において報告する。ただし、受嘱者の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれず、受嘱者はその他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

６．受嘱者は、財務諸表等監査の実施過程において、内部統制の重要な不備を発見した場合は、委嘱者の長及び監事、又は主務大臣（独立行政法人通則法第68条に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）に報告するなど適切に対応しなければならない。また、違法行為等（軽微な誤謬を除く。）を発見した場合は、財務諸表等に重要な影響を与えないものであっても、委嘱者の長及び監事、又は主務大臣に報告するなど適切に対応しなければならない。

７．受嘱者は、財務諸表等監査の実施過程において、非効率的な取引等（軽微なものを除く。）を発見した場合は、委嘱者の長及び監事並びに委嘱者の長を経由して主務大臣に報告する。

８. 受嘱者は、その職務を行うに際して役員（監事を除く。）の職務の執行に関し不正の行為又は法令に違反する重大な事実を発見した場合は、遅滞なく監事に報告しなければならない。

第３条（受嘱者の権限）

受嘱者は、委嘱者の財務諸表等の監査を行うに当たり、次の権限を有する。

一　受嘱者は、いつでも、委嘱者の会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

二　受嘱者は、その職務を行うため必要があるときは、委嘱者の業務及び財産の状況を調査することができる。

三　受嘱者は、その職務を行うため必要があるときは、委嘱者の特定関連会社に対して会計に関する報告を求め、又はその特定関連会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第４条（監査の性質及び限界）

受嘱者は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して次に掲げる事項を実施する。

一　不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価すること。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施すること（なお、監査手続の選択及び適用は受嘱者の判断による。）。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手すること。

二　リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討すること。ただし、財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではない。

三　委嘱者の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに委嘱者の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価すること。

四　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかを評価すること。

五　関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容を評価するとともに、財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価すること。

六　委嘱者の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施すること。

七　利益処分案については法令に適合しているかどうか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）については財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているかどうか、並びに決算報告書については委嘱者の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかどうかを評価すること。

２．委嘱者は、財務諸表等の監査に関して次に掲げる事項を了解する。

一　内部統制により財務諸表等の重要な虚偽表示リスクを低減することはできるが、内部統制には、人為的なミスや間違いが起こる可能性又は共謀や委嘱者の長が不当に内部統制を無効化する可能性などの固有の限界があり、財務諸表等の重要な虚偽表示リスクを完全になくすことはできないこと。

二　財務諸表等の作成には委嘱者の長による主観的な判断や評価又は不確実性が関連すること、監査証拠の入手には実務上又は法令上の限界（例えば、巧妙かつ念入りな改竄や共謀を発見できない可能性があること、強制捜査権はないこと等）があることその他の監査の固有の限界のため、監査によって財務諸表等に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないという絶対的な保証を得ることはできないこと。

第５条（委嘱者の責任）

委嘱者の長は、次に掲げる責任を有する。

一　我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること。

二　法令に適合した利益処分案を作成すること。

三　事業報告書を作成し、委嘱者の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示すこと。

四　委嘱者の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成すること。

五　違法行為等による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために、委嘱者の長が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること。

六　受嘱者に以下を提供すること。

ア　記録、文書及びその他の事項等、財務諸表等の作成に関連すると委嘱者が認識している全ての情報を入手する機会

イ　監査報告書日までに開催される、理事会その他の役員により構成される会議体の議事録及び重要な稟議書

ウ　受嘱者から要請のある監査のための追加的な情報

エ　監査証拠を入手するために必要であると受嘱者が判断する、委嘱者の役員及び職員への制限のない質問や面談の機会

七　全ての取引が会計記録に適切に記録され、財務諸表等に反映されること。

２．委嘱者は、予定されている日程どおりに受嘱者が監査を完了できるよう、財務諸表等及び全ての関連する情報を受嘱者が適時に利用できるようにしなければならない。

３．委嘱者は、受嘱者が効率的かつ適切に監査を実施できるよう受嘱者に全面的に協力し、関係部署（特定関連会社及び関連会社を含む。）に対し周知を図らなければならない。

４．委嘱者は、第３条に規定する受嘱者の権限の行使のため、第１項から前項に規定する事項の他、その他適切な措置を執るよう努めなければならない。

５．委嘱者の長は、監査報告書日の翌日から監査の対象となった財務諸表等が主務大臣に承認される日までの間に知るところとなった、財務諸表等に影響を及ぼす可能性のある事実を受嘱者に通知しなければならない。

６．委嘱者は、受嘱者が監査計画の策定時、監査報告書日及びその他受嘱者が必要とするときに、委嘱者の長の確認書を入手することを了解する。委嘱者の長の確認書には、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準で要求されている確認事項及びその他監査証拠を裏付けるために必要な確認事項並びに委嘱者の長が責任を果たした旨を記載するものとする。

第６条（監査報告書の様式及び内容）

受嘱者は、日本公認会計士協会が公表した公会計委員会実務指針第７号「独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」（改正を含む。）に従い監査報告書を作成する。

２．委嘱者は、前項にかかわらず、受嘱者が、提出する監査報告書の意見の様式や類型及び記載内容について、監査の過程で判明した事項に基づき、状況に応じて変えることができることを了解する。

第７条（監事とのコミュニケーション）

受嘱者は、委嘱者の監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。また、受嘱者は、適切な階層の管理者に、監査の過程で識別したその他の内部統制の不備のうち、他の者により当該管理者に報告されておらず、受嘱者が職業的専門家として、当該管理者の注意を促すに値すると判断したものについて、適時に報告しなければならない。

２．委嘱者は、委嘱者の監事及び受嘱者が、実施した監査について相互に意見聴取及び意見陳述を行うことを認め、受嘱者が委嘱者の監事と連携し、有効な双方向のコミュニケーションを行って監査を実施できるように、十分配慮を行う。

３．受嘱者は、委嘱者の監事に監査報告書等の写しを提出する。

第８条（グループ監査に関するコミュニケーション）（注１）

委嘱者は、委嘱者の構成単位（連結財務諸表に含まれる財務情報の作成単位となる企業又はその他の事業単位をいう。以下同じ。）に関するコミュニケーションについて、次に掲げる事項を了解する。

一　受嘱者と構成単位の監査人との間のコミュニケーションは制約されないこと。

二　構成単位の監査人と構成単位の経営者又は構成単位の監査役等その他の統治責任者との間で、内部統制の重要な不備に関するものを含め、重要なコミュニケーションが行われた場合には、受嘱者に対してもその内容が伝達されること。

三　規制当局と構成単位との間で財務報告事項に関連する重要なコミュニケーションが行われた場合には、受嘱者に対してもその内容が伝達されること。

四　受嘱者が必要と認めた範囲において、次の事項を実施すること。

ア　構成単位の情報を入手すること並びに構成単位の経営者、構成単位の監査役等その他の統治責任者及び構成単位の監査人（受嘱者が求める関連する監査調書を含む。）へ接すること。

イ　構成単位の財務情報に関して作業を実施すること又は構成単位の監査人へ作業の実施を依頼すること。

第９条（他の公認会計士等又は外部専門家の利用）

委嘱者は、受嘱者が監査業務を行うに当たり、他の公認会計士等（受嘱者が所属するネットワーク内におけるネットワーク・ファームを含む。以下同じ。）を利用する場合があることを了解する。

２．受嘱者が監査を実施する過程で、外部専門家の利用が必要と判断した場合には、外部専門家を監査に利用することができるものとする。

第10条（主務大臣等への情報提供）

委嘱者の主務大臣、独立行政法人評価制度委員会及び研究開発に関する審議会（以下「主務大臣等」という。）が、法令に規定された権限の行使のために必要があるとして受嘱者に対して監査実施過程において知り得た委嘱者に係る情報の提供を求めた場合、又は、独立行政法人の監査の基準において主務大臣に報告することが求められている事項について報告を求めた場合、受嘱者は主務大臣等に情報提供を行うことができるものとする。

第11条（守秘義務）

受嘱者は、業務上知り得た委嘱者及びその関係者の情報（以下「秘密情報」という。）を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。ただし、以下の情報は秘密情報から除くものとする。

一　委嘱者から開示された時点で、既に公知となっていたもの

二　委嘱者から開示された後で、受嘱者の責めに帰すべき事由によらず公知となったもの

三　委嘱者から開示された時点で、既に受嘱者が保有していたもの

四　受嘱者が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの

２．委嘱者は、前項の正当な理由に、次の場合を含むことを了解する。

一　受嘱者が、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合

二　受嘱者が、主務大臣等に第10条（注２）に定める情報提供を行う場合

三　受嘱者が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合

四　受嘱者が、監査業務の引継のために、後任監査人（監査人予定者を含む。）に情報を提供する場合

五　受嘱者が、監査業務において他の公認会計士等又は外部専門家を利用する場合

六　受嘱者が、訴訟、調停又は審判等において職業上の利益の擁護のため必要な場合

七　前各号に定めるほか、法令又は我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準により必要となる場合

第12条（資料等の帰属）

受嘱者が監査遂行上入手若しくは作成した委嘱者に関する諸資料又は質問若しくは確認に対する回答書等で委嘱者に対して返還を予定していないものについては、受嘱者の所有とする。

第13条（監査報告書の利用）

委嘱者は、受嘱者の作成した監査報告書について、監査の対象となった財務諸表等と一体として利用しなければならない。

第14条（独立性の保持に関する情報提供）

委嘱者と受嘱者は、監査が委嘱者と独立の立場を損なう利害及び独立の立場に疑いを招く外観を有する者によっては成し得ないことを理解し、本契約締結後においても、法令の特別の利害関係等及び日本公認会計士協会倫理規則の独立性を損なう事実の有無について相互に十分な情報を提供しなければならない。

第15条（反社会的勢力の排除）（注３）

委嘱者及び受嘱者は、相手方に対し、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ本契約有効期間にわたって該当しないことを確約する。

一　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

二　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

三　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

四　暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

五　役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２．委嘱者及び受嘱者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約する。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

第16条（契約の解除・終了）

次の各号に該当する場合、受嘱者は委嘱者に対し、何らの催告をすることなく本契約を直ちに解除することができる。本項に基づき本契約が解除された場合、委嘱者は、監査着手前においては、既に支払った報酬の返還を要求せず、監査着手後においては、契約書本文に定められた支払の時期にかかわらず、受嘱者が請求した報酬の全額を直ちに支払うものとする。

一　委嘱者の責めに基づき本契約が履行不能になった場合

二　委嘱者が、法令、業務方法書その他の遵守すべき規則又は規程を遵守しない場合

三　委嘱者が、その資産の保有等に関する適切な内部統制の整備又は法的若しくは物理的な措置を執らない場合

四　委嘱者の役職員が受嘱者の業務遂行に誠実に対応しない場合等、受嘱者の委嘱者に対する信頼関係が著しく損なわれた場合

２．受嘱者の責めに基づき本契約が履行不能となったとき（独立行政法人通則法第43条の規定により、受嘱者が委嘱者の主務大臣により会計監査人を解任された場合を含む。）は、委嘱者は本契約を解除することができる。この場合において、委嘱者は、本契約の報酬のうち本契約の解除までの受嘱者の業務遂行に応じた割合による報酬（以下「割合報酬」という。）を支払うものとする。なお、委嘱者による別途の損害賠償請求は妨げられない。

３．委嘱者及び受嘱者の責めに帰すことができない事由等により本契約が履行不能となったときは、本契約は終了する。この場合において、委嘱者は、割合報酬を支払うものとする。第14条（注２）に定める独立性を損なう事実が生じたことにより本契約を解除することになった場合も同様とする。

４．前三項にかかわらず、委嘱者又は受嘱者は、相手方が、前条各項の表明又は確約に違反した場合には、何らの催告をすることなく、本契約を直ちに解除することができる。この場合において、当該解除をした者は、相手方に対して損害を賠償することは要さない。また、当該解除をされた者は、かかる解除により相手方に損害を生じさせたときは、相手方に対して全ての損害を賠償するものとする。さらに、報酬については、当該解除をされた者の責めに基づき本契約が履行不能になった場合の解除に準じて、本条第１項又は第２項を適用する。

５．本契約の解除又は終了の場合、受嘱者は、監査人予定者の指定に関する通知書を入手したときは、必要と認められた事項について十分な引継を行う。この場合において、委嘱者は、受嘱者が引継を行うために要した費用を負担する。

６．本契約において裁判の管轄を定めた場合の当該裁判の管轄、第11条、第13条、本条、第17条及び第18条（注２）の定めは、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第17条（損害の賠償）

委嘱者又は受嘱者は本契約に基づく義務の履行を怠ったときは、相手方に対し、その損害を賠償する。

第18条（その他）

本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、双方誠意をもって協議して解決するものとする。

２．前項の協議が整わない場合には、日本公認会計士協会紛議調停委員会に対し、文書をもって調停を請求することができる。

（注１）連結財務諸表を作成しない場合には、第８条を削除し、第９条から第18条までを１条ずつ繰り上げる。

（注２）連結財務諸表を作成しない場合において第８条を削除するときは、引用される条名を、１条ずつ繰り上げる。

（注３）委嘱者及び受嘱者が暴力団員等に該当しないことを確約する旨の規定について、契約に至る状況等を踏まえて委嘱者及び受嘱者において規定する必要性がないと合意した場合には、第15条第１項本文及び同項第１号を以下のとおり修正する。

|  |
| --- |
| 第15条（反社会的勢力の排除）委嘱者及び受嘱者は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、本契約有効期間にわたって該当しないことを確約する。一　暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること。 |

特記事項

（談合等の不正行為による契約の解除）

第1条　委嘱者は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

一　本契約に関し、受嘱者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ　独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ　独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ　独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

二　本契約に関し、受嘱者の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

三　本契約に関し、受嘱者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第2条　受嘱者は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを委嘱者に提出しなければならない。

一　独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

二　独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

三　独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第3条　受嘱者が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、委嘱者が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、委嘱者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受嘱者は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として委嘱者の指定する期間内に支払わなければならない。

2　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3　第1項に規定する場合において、受嘱者が事業者団体であり、既に解散しているときは、委嘱者は、受嘱者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受嘱者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4　第1項の規定は、委嘱者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、委嘱者がその超える分について受嘱者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5　受嘱者が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を委嘱者が指定する期間内に支払わないときは、受嘱者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を委嘱者に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第4条　委嘱者は、受嘱者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

第5条　受嘱者は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2　委嘱者は、受嘱者が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第6条　委嘱者は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受嘱者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2　受嘱者は、委嘱者が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、委嘱者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3　受嘱者が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、委嘱者が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、委嘱者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受嘱者は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として委嘱者の指定する期間内に支払わなければならない。

4　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5　第2項に規定する場合において、受嘱者が事業者団体であり、既に解散しているときは、委嘱者は、受嘱者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受嘱者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6　第3項の規定は、委嘱者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、委嘱者がその超える分について受嘱者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7　受嘱者が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を委嘱者が指定する期間内に支払わないときは、受嘱者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を委嘱者に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第7条　受嘱者は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を委嘱者に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（別添）

個人情報の取扱いに関する特則

（定義）

第1条　本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

（責任者の選任）

第2条　受嘱者は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して委嘱者に届け出る。

2　受嘱者は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに委嘱者に届け出る。

（個人情報の収集）

第3条　受嘱者は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

（開示・提供の禁止）

第4条　受嘱者は､個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、委嘱者の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2　受嘱者は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3　受嘱者は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

（目的外使用の禁止）

第5条　受嘱者は､個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

（複写等の制限）

第6条　受嘱者は､委嘱者の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

（個人情報の管理）

第7条　受嘱者は､個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2　受嘱者は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく委嘱者に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3　委嘱者は、受嘱者に事前に通知の上受嘱者の事業所に立入り、受嘱者における個人情報の管理状況を調査することができる。

4　前三項に関して委嘱者が別途に管理方法を指示するときは、受嘱者は、これに従わなければならない。

5　受嘱者は、業務に関して保管する個人情報（委嘱者から預託を受け、或いは受嘱者自ら収集したものを含む）について委嘱者から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

（返還等）

第8条　受嘱者は、委嘱者から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに委嘱者に返還し、又は引き渡すとともに、受嘱者のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を委嘱者に報告しなければならない。ただし、委嘱者から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2　受嘱者は、委嘱者の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

（記録）

第9条　受嘱者は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、委嘱者から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2　受嘱者は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

（再請負）

第10条　受嘱者が委嘱者の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、受嘱者は、委嘱者から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを委嘱者に提出しなければならない。

2　前項の場合といえども、再請負先の行為を受嘱者の行為とみなし、受嘱者は、本特則に基づき受嘱者が負担する義務を免れない。

（事故）

第11条　受嘱者において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、受嘱者は、ただちにその旨を委嘱者に報告し、委嘱者の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により委嘱者に提示しなければならない。

2　前項の事故が受嘱者の本特則の違反に起因する場合において、委嘱者が情報主体又は委嘱者の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、委嘱者は、受嘱者に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、委嘱者の受嘱者に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3　第1項の事故が受嘱者の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、受嘱者は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、委嘱者の別途の指示に従うものとする。

以上

# **Ⅲ．仕様書**

1. **件名**

「第五期中期目標期間（令和5事業年度～令和9事業年度）における会計監査人監査業務」

1. **監査の主旨**

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定により、会計監査人の監査を受けることを義務づけられており、機構発足初年度の平成15事業年度決算より継続して会計監査を受けている。

機構の会計監査人は通則法第40条の規定により、事業年度ごとに経済産業大臣が選任を行うが、その選任にあたっては、機構が会計監査人の候補者（以下「候補者」という。）を選定し、候補者名簿を経済産業大臣に提出することとなっている。

本仕様書は、機構の第五期中期目標期間（令和5事業年度～令和9事業年度）における候補者を選定するために機構の会計監査人が行うべき監査業務を定めるものである。

1. **監査の概要**
	1. 監査業務の内容

(1) 通則法第39条で規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書に対する会計監査

(2) 上記監査結果の役員への報告

(3) 監査報告書等の提出

* 1. 監査の対象期間及び実施期間

(1) 監査対象期間

各事業年度ともに4月1日から3月31日まで

※例えば令和5事業年度の場合、令和5年4月1日～令和6年3月31日

(2) 監査実施期間

① 期中監査　　　：各事業年度ともに契約締結日～翌年3月31日

② 期末(決算)監査：各事業年度ともに4月1日～6月30日

* 1. 監査日数

監査日数（時間）は必要最低限にとどめることとし（想定する1事業年度当たりの監査日数は下記のとおり）、具体的な日程については、別途協議するものとする。

　【想定監査日数（時間）】約1,000時間程度

* 1. 会計監査人への財務諸表等の提出期限

各事業年度ともに5月下旬（予定）　※別途協議を行う

* 1. 会計監査人から機構役員への報告

各事業年度ともに6月下旬（予定）　※別途協議を行う

1. **監査の実施体制等**
	1. 監査の実施体制

(1) 監査責任者については、指定有限責任社員とすること。また、監査責任者以外の主たる監査従事者については、公認会計士の資格を有している者であること。

(2) 監査業務を行うにあたって、実施体制として以下を明確にし、機構と協議すること。

① 監査チームの構成表、各要員の職務内容、職責、分担等

② 監査チームをサポートする支援体制

③ 監査品質の管理体制

* 1. 機構との連携

監査の実施に当たっては以下を実施し、機構との連携を図ること。

1. 事前及び随時打ち合わせ

監査計画を策定するにあたり、監査の基本姿勢、対象(項目)、実施方法、対象期間、日数（時間）、実施体制等について機構担当者と打ち合わせを実施する。また、監査を実施する過程において、重要な事項を発見した場合等、随時報告及び打ち合わせを実施する。

1. 監査計画の作成

(1)に基づき、監査計画を作成し、機構に提出する。

1. 機構監事との打ち合わせ

監査を実施する過程において、適宜機構監事との打ち合わせを実施する。

1. **監査報酬**
	1. 監査報酬の額

契約書で定める監査報酬のほか、監査業務の実施に要した交通費、宿泊費等の諸経費は機構が別途負担する。

* 1. 支払いの時期

前項で定める報酬の額について契約書に基づき、適法な支払い請求書を受理した場合において、その翌月末日までに支払うものとする。

1. 期中監査に係る監査報酬　　　：各事業年度ともに3月末日請求
2. 期末(決算)監査に係る監査報酬：各事業年度ともに6月末日請求
3. **情報セキュリティに関する要件**

(1) 本業務で作成、収集した情報は、本業務の目的の他に利用しないこと。ただし、法令に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

(2) 本業務で作成、収集した情報が関係者外に漏えいしないよう、情報セキュリティ対策（アクセス制御や暗号化）により管理すること。

(3) 情報セキュリティ対策の管理体制を、契約締結前までに示すこと。

(4) 資本関係・役員等の情報、事業の実施場所、実施要員の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍等に関する情報提供を行うこと。

(5) 情報セキュリティインシデントが発生した場合には、IPA担当者に、速やかに連絡の上、機構の指示に基づき適切に対応すること。

(6) 本業務で作成、収集した情報の受け渡しは、パスワードによる暗号化など安全な方法で行うこと。また、契約中／契約終了後の如何に依らず、一時的に機構から提示する未公開情報や個人情報等は、法令に基づいて必要最小限の範囲で保管する場合を除き、不要になった段階で適切に削除するとともに、機構に確認を取ること。

(7) IPAより情報セキュリティ対策の履行状況の確認があった場合は、IPAに説明し承認を得ること。

(8) 業務の過程で情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合は、対処についてIPAと速やかに協議し、必要な対策を行うこと。

(9) 業務の一部を別の事業者に再委託する場合は、上記(1)～(8)の措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。

以上

# **Ⅳ．その他関連資料**

**【資料１】**

**独立行政法人情報処理推進機構入札心得**

（趣　旨）

第1条　独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、機構会計規程及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

（仕様書等）

第2条　入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2　入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3　入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（入札保証金及び契約保証金）

第3条　入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

（入札の方法）

第4条　入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。

（入札書の記載）

第5条　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（直接入札）

第6条　直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要のある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（郵便等入札）

第7条　郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あて書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要のある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

（代理人の制限）

第8条　入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2　入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することが出来ない期間は入札代理人とすることができない。

（条件付きの入札）

第9条 予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

（入札の取り止め等）

第10条　入札参加者が連合又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（入札の無効）

第11条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者による入札

(2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札

(3) 委任状を持参しない代理人による入札

(4) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに連合によると認められる入札

(8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札

(9) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当職員等の審査の結果採用されなかった入札

(10) 入札書受領期限までに到着しない入札

(11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開　札）

第12条　開札には、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

（調査基準価格、低入札価格調査制度）

第13条　工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について機構会計規程細則第26条の3第1項に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(1) 工事の請負契約　その者の申込みに係る価格が契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲で契約担当職員等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(2) 前号以外の請負契約　その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額

2　調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当職員等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

3　低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

（落札者の決定）

第14条　一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあっては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあっては、契約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であって、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値（以下「総合評価点」という。）が最も高かった者を落札者とする。

2　低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

3　前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次の各号に定める者を落札者とすることがある。

(1) 最低価格落札方式　予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者

(2) 総合評価落札方式　予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点が最も高かった者

（再度入札）

第15条　開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

2　前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（同価格又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

第16条　落札となるべき同価格又は同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第12条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第17条　落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から5日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2　落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（入札書に使用する言語及び通貨）

第18条　入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）

第19条　落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

以上

（別記）

**暴力団排除に関する誓約事項**

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

**【資料２】**

**予算決算及び会計令【抜粋】**

（一般競争に参加させることができない者）

第70条　契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

**【資料３】**

**独立行政法人通則法【抜粋】**

（会計監査人の監査）

第三十九条　独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

２　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したもの

３　会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は独立行政法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

４　前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

５　会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一　第四十一条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二　第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人の役員又は職員

三　第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人から公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十一条第一項及び第三項第二号において同じ。）又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

（監事に対する報告）

第三十九条の二　会計監査人は、その職務を行うに際して役員（監事を除く。）の職務の執行に関し不正の行為又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

２　監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

（会計監査人の選任）

第四十条　会計監査人は、主務大臣が選任する。

（会計監査人の資格等）

第四十一条　会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。

２　会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを独立行政法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

３　次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一　公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者

二　監査の対象となる独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三　監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

（様式１）

|  |  |
| --- | --- |
| 質問書枚数 | 　　枚中／　　枚目 |

年　　月　　日

**質　　　　問　　　　書**

独立行政法人情報処理推進機構　御中

（担当部署：財務部経理グループ）

会　社　名：

担当部署　：

担当者名　：

電　　話　：

ファックス：

電子メール：

「第五期中期目標期間（令和5事業年度～令和9事業年度）における会計監査人監査業務」（2023年6月30日付公告）に関する質問書を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 資料名 |  |
| ページ |  |
| 項目名 |  |
| 質問内容 |  |

(1) 質問書（様式）には、機構ウェブサイトにて公開している入札説明書の資料名、ページ及び項目名を記載すること。

(2) 質問は、本様式1 枚につき1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。

(3) 質問者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報に関する内容については、質問書に公表しない旨を記入すること。

(4) 質問者の企業名等は公表しない。

（様式２）

　　年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構　理事長　殿

所　在　地

 商号又は名称

 代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（又は代理人）

委　任　状

私は、下記の者を代理人と定め、「第五期中期目標期間（令和5事業年度～令和9事業年度）における会計監査人監査業務」の入札に関する一切の権限を委任します。

　　　代 理 人(又は復代理人)

所　在　地

所属・役職名

氏　　　名

|  |
| --- |
|  |

　　　　　　　使用印鑑

（様式３）

　　年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構　理事長　殿

所　在　地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（又は代理人、復代理人氏名）

　　　　　　　　印

入　札　書

入札金額　　￥

　　　　　（※　下記件名に係る費用の総価を記載すること）

件　　名　　「第五期中期目標期間（令和5事業年度～令和9事業

年度）における会計監査人監査業務」

契約条項の内容及び貴機構入札心得を承知のうえ、入札いたします。

（様式４）

**適　合　証　明　書**

年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構

　　理事長　　齊藤 裕　殿

所　在　地

会　社　名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

「第五期中期目標期間（令和5年事業年度～令和9事業年度）における会計監査人監査業務」（2023年6月30日付公告）の入札に際し、別添のとおり、貴機構の仕様に適合することを証明するため、本証明書を提出いたします。また、本証明書に示した以外の事項にあっても、貴機構の仕様の全ての事項を満たすことを証明します。

なお、落札した場合には、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合には、貴機構の指示の下、全社を挙げて直ちに対応いたします。

記

１．予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

２．予決令第71条の規定に該当しない者であること。

３．各省各庁及び政府関係法人から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

４．経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。

５．過去5年間に複数の公的法人（独立行政法人、国立大学法人、公的金融機関、特殊法人等）に対する複数年度分の監査実績を有している者であること。（注）

６．独立行政法人通則法第41条の欠格事由に該当しないこと。

７．経済産業大臣に会計監査人の選任に係る承認を得ることを契約締結の前提条件とすることに同意する者であること。

(注)５．を証する資料を別紙で添付すること（様式任意）。なお、５．に合致する監査実績が多数ある場合、過去の監査実績を全て記載する必要はない。

以上

（本件に関する問い合わせ先）

担当部署　：

担当者名　：

電　　話　：

ファックス：

電子メール：

（様式５）

**入札書等受理票（控）**

受理番号

件名：「第五期中期目標期間（令和5年事業年度～令和9事業年度）における会計監査人監査業務」に関する提出資料

【入札者記載欄】

|  |
| --- |
| 提出年月日：　　　年　　月　　日法 人 名：所 在 地：　〒担 当 者：　所属・役職名　　　　　　　　氏名　　　　　　　　TEL　　　　　　　　　　　　　　 FAX E-Mail |

【ＩＰＡ担当者使用欄】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 提出書類 | 部数 | 有無 | No. | 提出書類 | 部数 | 有無 |
| ① | 委任状（委任する場合） | 1通 |  | ② | 入札書（封緘） | 1通 |  |
| ③ | 最新の納税証明書 | 1通 |  | ④ | 資格審査結果通知書の写し※ | 1通 |  |
| ⑤ | 適合証明書 | 1通　 |  | ⑥ | 入札書等受理票 | 本通 | － |

　※又は登記簿謄本等の原本または写し。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 切り取り |  |
|  |  |

受理番号

入札書等受理票

　　年　　月　　日

件　名　「第五期中期目標期間（令和5年事業年度～令和9事業年度）における会計監査人監査

業務」に関する提出資料

法人名（入札者が記載）：

担当者名（入札者が記載）：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

貴殿から提出された入札書等を受理しました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人情報処理推進機構

　　　　　　　　担当者名：　　　　　　　　　　　　㊞